

納税相談を開催します

期間 2月16日(金)～3月15日(木)

会場 役場 第3会議室

時間 午前9時～11時

午後1時～4時まで

(木曜日は午後7時まで)

今年も所得税・住民税の申告時期になりました。確定申告が必要なのに申告を期限までに済ませていなかったり、誤った申告をしたりすると、後で延滞税などを納めなければならぬことになりかねません。期限内に正しい申告を行ってください。個々のケースで、申告が必要か、不要かわる場合もあります。不明な点はお問い合わせください。なお、毎週木曜日は午後7時まで納税相談を行います。都合で指定日に相談できない人は、ご利用ください。

平成18年度 中学生の税の標語受賞作品

関東信越国税局長賞

真剣に

君と話すよ 税のこと

二年四組 田中 幸城さん

佐久税務署長賞

消費税

一人一人 主人公

一年一組 飯田 健吾さん

佐久平租税教育推進協議会長賞

少子化を

税が変えてく支えてく

一年一組 西田 海沙希さん

佐久地区納税協力団体協議会長賞

税金は

みんなの未来で 大活躍

二年一組 市村 彩夏さん

佐久地区歴代国税モニター会長賞

納めた税

大事な人の未来へつながらる

一年二組 高尾 優さん

所得税

所得税は、個人の収入に対してかかる税金です。その人の一年間の全ての収入から所得控除を引いた残りの金額(課税所得)に税率をかけて税額を計算します。

町民税・県民税

住民税(町民税・県民税)は、平成19年1月1日に住所がある市町村で、平成18年の収入に対して課税します。

次の項目に該当する人は、平成19年度町民税・県民税の申告についてのお知らせに同封してある、『町民税申告書』に必要事項を記載し、返信用封筒に入れてご返送ください。

- 前年中に収入がなかった人
- 所得税の確定申告をする必要がない人
- 遺族・障害・恩給などの非課税所得受給者

確定申告が必要な人

- 年末調整が済んでいる人以外で
- 事業所得・不動産所得等のある人。土地や建物等売った人
- 一時所得(生命保険の満期返戻金など)のある人
- 年の途中で仕事を変った人(給与を合算して年末調整された人は不要です)
- 医療費控除や住宅ローン減税を受けようとする人
- 年金だけの受給者で、所得税を源泉徴収されている人や2ヶ所以上から受給している人

所得税の予定納税をした人は必ず確定申告を行ってください。

申告に必要な書類など

- 印鑑
- 給与、年金の源泉徴収票
- 各種所得控除証明書(年金、生命保険、損害保険など)
- 事業所得の人は
- 収支内訳書(証拠書類などを持参)
- 土地等売った人は
- 契約書
- 必要経費が分かるもの
- 医療費控除を受ける人は
- その領収書
- 福祉医療等の補填が分かるもの
- 住宅ローン減税を受ける人は
- 登記簿謄本、住民票
- 請負契約書の写し
- 年末借入金残高証明書

2月		13	14	15	16 平和台	17
日	月	火	水	木	金	土
18	19 向原 大林	20 栄町 1・2区	21 西軽井沢 (第1～3地区)	22 西軽井沢 (第4～6地区)	23 上宿	24
25	26 小田井 荒町	27 桜ヶ丘 児玉(1～6)	28 児玉(7～)	木曜日は 午後7時まで受付けます。		

3月				1 三ツ谷 旭町	2 塩野1～5	3
日	月	火	水	木	金	土
4	5 塩野6～8 寺沢	6 清万 一里塚	7 八ヶ倉 馬瀬口1～2	8 馬瀬口3～6	9 豊昇 面替	10
11	12 草越 広戸	13 予備日	14 予備日	15 予備日		

申告書の作成は 便利なホームページで

国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができ、印刷してそのまま提出できます。ぜひご利用ください。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

【問い合わせ先】

佐久税務署
〒385-8611
佐久市岩村田 1201-2
☎0267-67-3460

不明な点は役場総務課課税係
☎32-3111 内線 49 番へ
お問い合わせください